

議案第19号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

建築基準法，マンションの建替えの円滑化等に関する法律等の一部改正に伴い，確認申請等に係る手数料の額等を改めるとともにマンションの建替えに伴う容積率の特例の許可に係る手数料を定めるほか所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「第33項第1号」を「第33項の2第1号」に、「構造計算適合性判定を要する」を「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条の3第1項ただし書の規定により、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする」に、「1の建築物について同項第1号の2」を「当該部分ごとに同表第33項第1号の2」に、「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）」を「法」に、「同項第2号又は第3号」を「同表第33項の2第3号又は第4号」に改める。

別表第2第33項各号列記以外の部分中「法」を「法及び建築基準法施行令」に改め、同項第1号中「法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）に係る」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し、」を「同一敷地内において移転し、」に改める。

別表第2第33項第1号の2を次のように改める。

| | | | |
|--|-------|---------|---|
| (1)の2 法第6条第4項の規定による建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査 | | | 特定建築基準適合審査手数料の額は、特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じて算定する。 |
| ア 床面積が1,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 156,000 | |
| イ 床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 209,000 | |
| ウ 床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの | 1件につき | 240,000 | |
| エ 床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの | 1件につき | 319,000 | |
| オ 床面積が5万平方メートルを超えるもの | 1件につき | 587,000 | |

別表第2第33項第6号及び第9号中「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「移転し、」を「同一敷地内において移転し、」に改め、同表第33項の2各号列記以外の部分中「法」を「法及び建築基準法施行令」に改め、同表第33項の2第1号中「構造計算適合性判定に係る」を「法第18条第4項ただし書の規定により、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について」を「当該部分ごとに」に、「移転する」を「同一敷地内において移転する」に、「移転し、」を「同一敷地内において移転し、」に改める。

別表第2第33項の2第2号を次のように改める。

| | | | |
|---|-------|---------|---|
| (2) 法第18条第3項の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査に係る特定建築基準適合審査 | | | 特定建築基準適合審査手数料の額は、特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じて算定する。 |
| ア 床面積が1,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 156,000 | |
| イ 床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 209,000 | |
| ウ 床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの | 1件につき | 240,000 | |
| エ 床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの | 1件につき | 319,000 | |
| オ 床面積が5万平方メートルを超えるもの | 1件につき | 587,000 | |

別表第2第33項の2第7号中「第15項」を「第17項」に、「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「移転し、」を「同一敷地内において移転し、」に改め、同項第8号及び第9号中「第15項」を「第17

項」に改め、同項第10号中「第15項」を「第17項」に、「移転した」を「同一敷地内において移転した」に、「移転し、」を「同一敷地内において移転し、」に改め、同項第11号中「第15項」を「第17項」に改め、同項第12号から第14号までの規定中「第18項」を「第20項」に改め、同表第34項第1号中「第1号」を「第1号又は第2号」に、「承認」を「認定」に改め、同項第1号の2中「第22項第1号」を「第24項第1号又は第2号」に、「承認」を「認定」に改める。

別表第2第34項に次の1号を加える。

| | | | |
|---|-------|--------|--|
| (42) 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物の移転の認定 | 1件につき | 28,000 | |
|---|-------|--------|--|

別表第2第34項の2の次に次の1項を加える。

| | | | | |
|--------------|---|-------|---------|---|
| 34 の 3 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可 | 1件につき | 160,000 | 要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可 |
|--------------|---|-------|---------|---|

別表第2第38項の2第1号中「又はイ（ア）」を「、イ（ア）又はウ（ア）」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について同項第2号」を「当該部分ごとに、第33項第1号の2」に改め、同号イ中「ア以外の場合」を「ア及びイ以外の場合」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算以外の方法により評 |
|--|--|--|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | 価されたものに限る。)が提出された場合 (ア) 床面積の合計が100平方メートル以内のもの 16,000円 (イ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円 (ウ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円 (エ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円 (オ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円 (カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 455,000円 (キ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの 828,000円 (ク) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの 1,132,000円 (ケ) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 1,373,000円 |
|--|--|---|

別表第2第38項の2第2号中「又はイ(ア)から(ケ)まで」を「イ(ア)から(ケ)まで又はウ(ア)から(ケ)まで」に、「同号ア(ア)又はイ(ア)」を「同号ア(ア), イ(ア)又はウ(ア)」に、「構造計算適合性判定を要する」を「特定建築基準適合審査をする」に、「1の建築物について同項第2号」を

「当該部分ごとに、第 3 3 項第 1 号の 2」に改め、同表第 3 8 項の 3 中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同表第 3 8 項の 4 中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

- (1) 別表第 2 第 3 4 項の 2 の次に第 3 4 項の 3 を加える改正規定
- (2) 別表第 2 第 3 8 項の 2 第 1 号中「又はイ (ア)」を「, イ (ア)又はウ (ア)」に改める改正規定
- (3) 別表第 2 第 3 8 項の 2 第 1 号イ中「ア以外の場合」を「ア及びイ以外の場合」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次にイを加える改正規定
- (4) 別表第 2 第 3 8 項の 2 第 2 号中「又はイ (ア)から (ケ)まで」を「, イ (ア)から (ケ)まで又はウ (ア)から (ケ)まで」に、「同号ア (ア)又はイ (ア)」を「同号ア (ア), イ (ア)又はウ (ア)」に改める改正規定
- (5) 別表第 2 第 3 8 項の 3 及び第 3 8 項の 4 の改正規定